

1 ひとづくり

【課題】

少子高齢化が進行し、福祉分野に限らず、他の分野においても人材不足が深刻な問題になりつつあります。とりわけ、介護分野では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には約 2 万 5 千人の人材不足が見込まれます。

一方で、国によると全国にはボランティアなど社会参加活動を行なっている 50 歳から 64 歳までの人が 120 万人いると推計されており、こうした年齢層の人材の活用を含め、人材の確保定着に取り組む必要があります。

また、平成 28 年 7 月に発生した津久井やまゆり園の凄惨な事件では、障がい者に対する社会の普遍的な価値観とはあまりにも隔たりのある意識が、事件の背景として取り上げられました。「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」の根幹をなす「ひとづくり」においては、これまで以上に「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成を図ることが必要になっています。

【施策の方向性】

○ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

住み慣れた地域で、地域住民等が互いに認め合い、誰もがかけがえのない存在として、差別や排除されたりすることなく、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育んでいきます。

高齢者、障がい者、児童、国籍が異なる人も、すべての人々が地域社会の中で、健康で自分らしい生活を送ることができるようにすることを目指します。

○ 地域福祉の担い手の育成

ともに生き、支え合う社会の実現に向け、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いを促進する人材を養成していきます。

また、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材である「地域福祉コーディネーター」を育成していきます。

さらに、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域福祉の推進を担う職員に対して、地域福祉に関する知識や地域福祉の担い手の育成に必要な技能を習得するための研修を実施し、必要な人材の育成を推進していきます。

○ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

福祉介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上の

マネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組みを進めます。

また、福祉介護人材の確保・定着への取組みは、民間事業者、社会福祉法人、介護関係団体、行政等の福祉介護の関係主体が連携・協働して、継続的な介護人材確保対策に取り組める体制を構築します。

(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

支援策１ 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。

ア とともに生きる意識の醸成

- 学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人への思いやり」などを伝え、共に学びあう取組みである「いのちの授業」を各学校で展開し、心ふれあう教育の推進を図ります。(県)
- 外見から分かりにくい内部障がい等に対して配慮や援助が必要なことを示す「ヘルプマーク」を普及し、障がい者への配慮や支援を促します。(県)
- (心のバリアフリーに関する記載について整理中)

イ とともに生き、支え合う社会の実現に向けた普及啓発

- 県内各地で普及イベント「かながわパラスポーツフェスタ」を開催するとともに、関連イベントに合わせた普及啓発活動や、地域で「かながわパラスポーツ」を普及推進する人材「かながわパラスポーツコーディネーター」を養成します。(県)
- バリアフリーの街づくりを体感してもらうイベントを県民・事業者・行政が協働で開催することで、県民のバリアフリーの街づくりに対する理解を深めます。(県、民間)
- 人権啓発イベント「かながわハートフルフェスタ」を開催し、中学生人権作文コンテストや、講演を通して県民の人権への意識や、様々な違いを認め合う意識を高めていきます。(県)
- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力をアピールする「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進めます。(県)
- 本県における障がい者理解の底上げを促進し、障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、心のバリアフリー推進員の養成、企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行ないます。(県)
- 著名人や人権問題に関わっている当事者の方々からメッセージをいただき、展示します。また、来場者参加のコーナーも用意し、人権について考えるきっかけ作りをします。(県)

(2) 地域福祉の担い手の育成

支援策２ 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

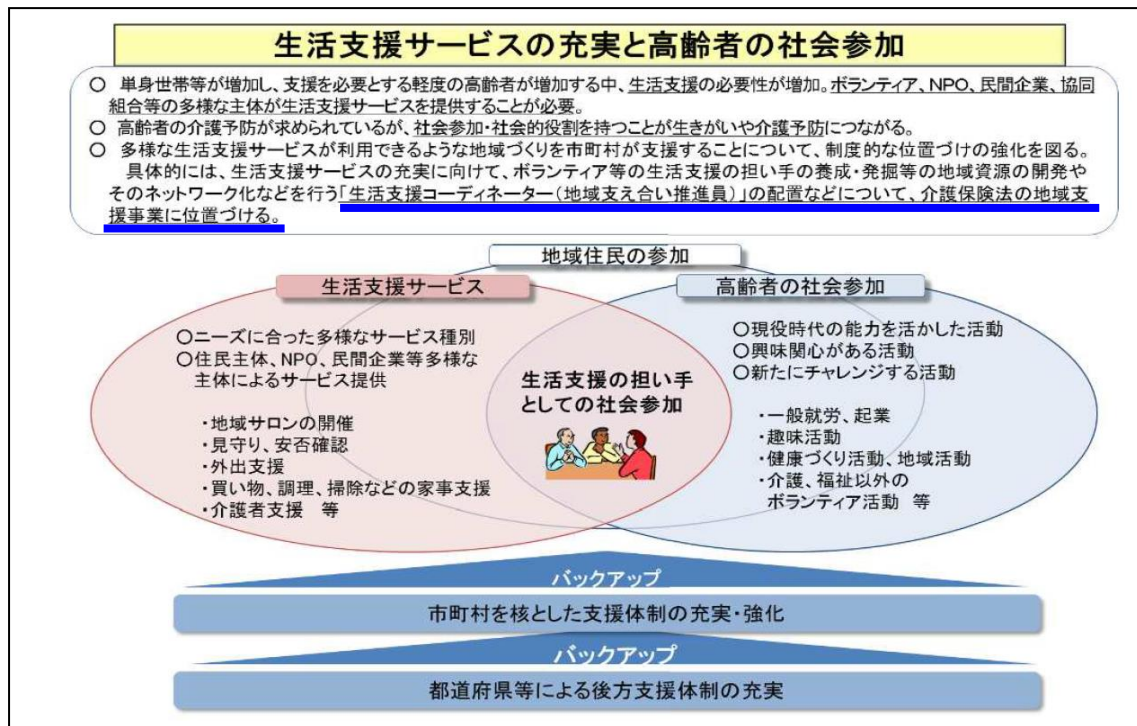
ア 生活支援の担い手養成

- 県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及びボランティアコーディネーター等の人材の育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。（県）
- 地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材養成するため、生活支援サービス担い手養成研修及び移動（輸送）サービス従事者養成研修を実施します。（県）
- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う人材を養成するための研修を実施します。（県）

イ 地域・社会活動の中核を担う人材養成

- 地域の諸課題の解決や地域の活性化に関心と意欲を持つ受講生を募り、講座開催を通じて必要な知識等を提供し、地域・社会活動に参画する人材、活動の中核となる人材等の育成を図ります。（県）
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図ります。（県、政令市、中核市）
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援します。（県）

生活支援コーディネーターの配置に係るイメージ



注 厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」（平成 26 年 7 月 28 日）資料より。

支援策３ 地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。

ア 地域福祉コーディネーターの育成

- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う人材を養成するための研修を実施します。(県)(再掲)
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図ります。(県、政令市、中核市)(再掲)
- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための研修を実施します。(県)
- 介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成及び知識・技術等の向上を図ります。(県)
- 地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。(県、政令市)
- 今後、県では、地域福祉コーディネーターに求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成と整合を図りながら、「地域福祉コーディネーター」の人材育成を実施します。(県)
- 保健福祉事務所において、市町村との協働等により、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を実施します。(県)

＜地域福祉コーディネーターとなりうる人材の区分と期待される役割＞

役 割	人 材	区 分
地域における地域福祉推進の指導者となる人材として、地域福祉を支える人材の養成・育成を行う。	行政職員（県・市町村） 社協職員（県・市町村） 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 生活支援コーディネーター （主に第１層）等	専門人材
自身の活動が地域福祉コーディネーターとしての活動になることを理解し、引き続き、自身の活動を充実させる。	民生委員・児童委員 ＮＰＯ、ボランティア団体 自治会役員 生活支援コーディネーター （主に第２層）等	地域福祉を支える人材 （地域のキーパーソン）

イ 地域福祉コーディネーターの普及・定着
(記載内容は整理中)

支援策４ 行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。

ア 地域福祉の理念や実践的な技能等のスキルアップ

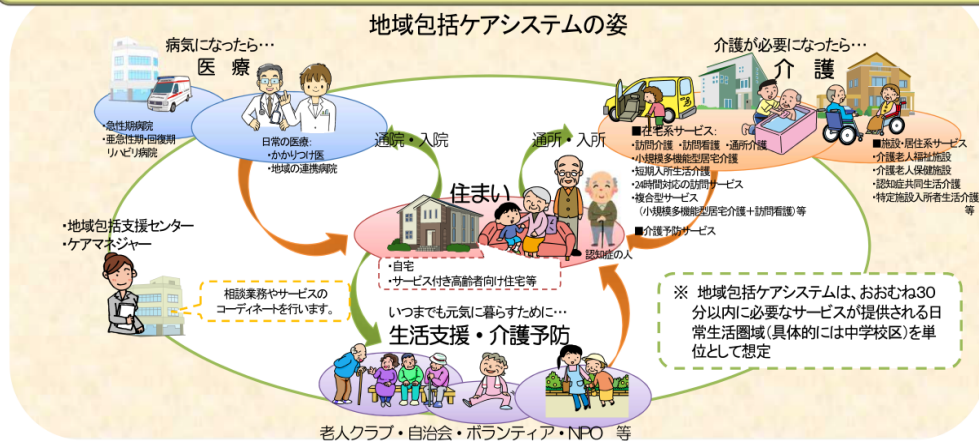
- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための研修を実施します。（県）（再掲）
- 障がい者相談支援事業に従事する者に対し、相談技術の習得を目的とした初任者研修や日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行います。（県、政令市、民間）

イ 地域包括ケアシステムの構築に係る専門人材の育成

- 地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。（県、政令市）（再掲）
- 介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成及び知識・技術等の向上を図ります。（県）（再掲）

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



注 厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」（平成26年7月28日）資料より。

(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策５ 福祉介護人材を確保します。

ア 大学生、高校生、中学生や児童等への啓発

- 「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の１年生を対象に福祉介護に関する教材を配布し、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を促進します。
また、インターンシップによる職場体験の促進・充実を図り、将来の福祉介護を支える人材を養成します。(県)
- 福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、福祉の心を育むとともに、実技・技術の実践力を身に付けます。(県)
- 県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉に関する総合的な人材を育成します。(県)

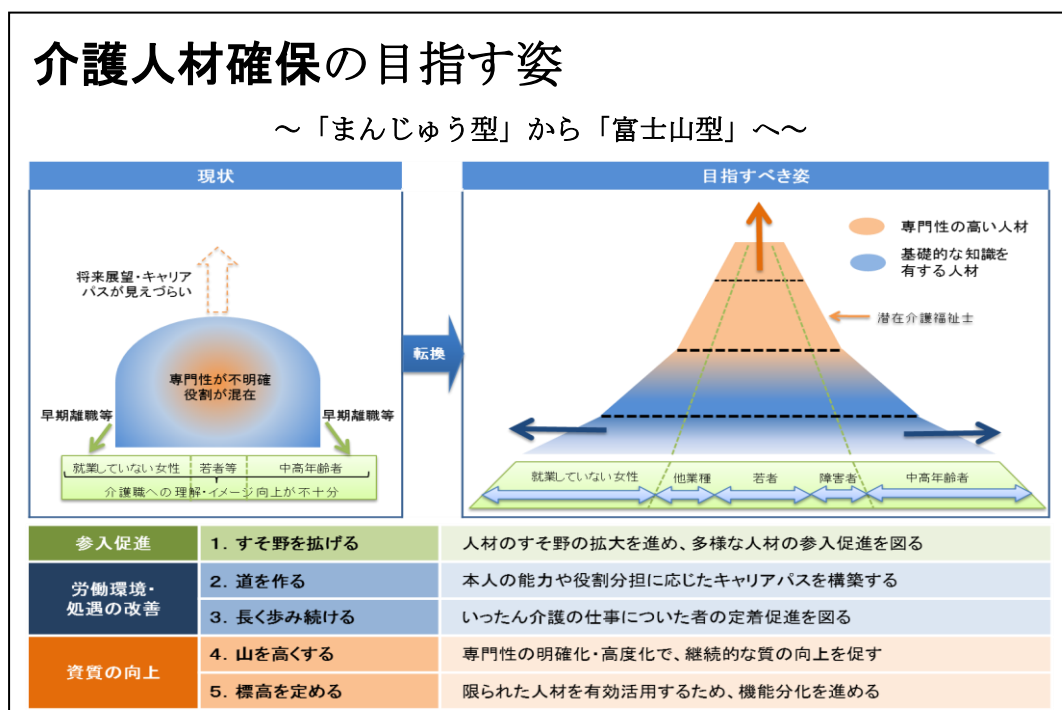
イ 福祉介護の理解促進

- １１月１１日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力をアピールする「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、**介護の仕事のやりがいや大切さ**を若者、就業していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県) **(再掲)**

ウ 多様な人材層に応じた福祉介護人材の養成、就労支援

- 「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。
また、福祉介護の仕事を知ってもらう機会として、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催するなど、福祉介護分野の仕事の魅力・普及啓発にも取り組み、福祉介護の仕事に就職を考える方の専門的な窓口の機能を果たしていきます。(県)
- 「かながわ福祉人材センター」に福祉現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うことで、福祉介護人材の確保・定着の促進を図り、介護サービスの質の向上につなげます。(県)

- 福祉介護の仕事に関心のある方や若年層に対して、福祉介護の実際の職場を体験する機会を提供することで、実際の職場の雰囲気やサービスを知った上で就職していただくとともに、就職後ミスマッチによる離職を防ぎ、新たな人材の確保と定着を促進します。(県)
- 社会福祉士、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしながら実務者研修を受講される方に必要な修学資金等や、介護職を離職された方が、再度介護職として就職する場合に必要な費用等の貸付を行ない、福祉介護人材の確保を推進します。(民間)
- 外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。また、就労予定、就労中の外国籍の方に対して、福祉介護現場で必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事に定着につなげます。(県)
- 外国籍県民等を対象に、介護職員初任者研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あっせんまでを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。(県)
- EPA 介護福祉士等候補者国家試験対策講座を実施し、EPA 候補者受入施設の交流を支援します。(県)



(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課作成)

エ 行政と介護の関係主体による取組

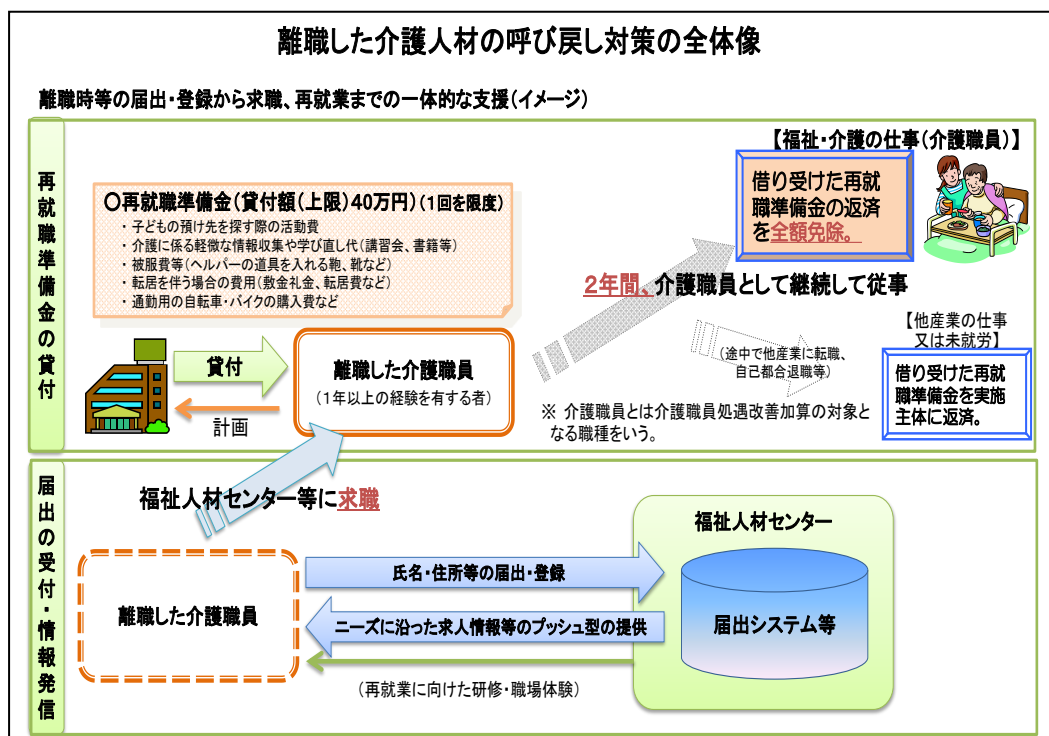
- 介護サービス事業者、職能団体、行政など地域の福祉介護関係主体が介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進していきます。(県)

オ 福祉介護分野就労未経験者への就労・定着支援

- 介護分野での就労未経験者を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あつ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。(県)
- 高齢者施設等に介護助手を配置し、専門性を必要としない介護の周辺業務（洗濯、清掃、食事配膳など）を担ってもらうことで、介護職の高度化・専門化を図るとともに、福祉介護分野へ新たな職員の参入を促進します。このことにより、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。(県)

カ 潜在的な福祉介護職員の再就労支援

- 結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方に復職に有効な基礎研修及び職場体験等技術研修を実施し、マッチングの機会を提供することにより福祉介護人材の確保を図ります。(県)
- 介護支援専門員として実務についていない方や、実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能の再修得を図るための研修を実施します。(県)



(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課作成)

支援策 6 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

ア リーダー等の養成・育成

- 中堅の介護職を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組みキャリアアップのしくみをつくることにより、介護人材の資質の向上及び定着の促進を図ります。(県)
- 厚生労働省の定める要綱等に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を確保します。(県)
- 高齢者施設に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした研修を実施することにより、各専門職の知識、技術等の向上を図ります。(県)
- 介護保険施設等の看護管理者を対象として、施設運営上で必要なマネジメント能力を向上させるための研修を実施します。(県)

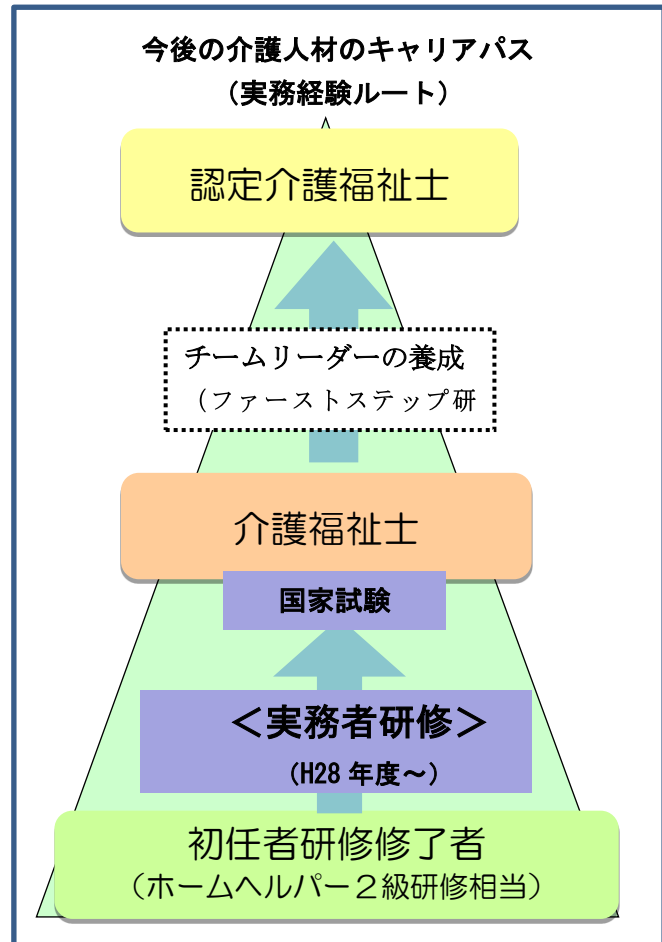
イ 介護人材のキャリアアップ支援

- 福祉介護現場の職員が将来に向けたキャリアパスが描けるようにするため、介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者がその受講費用や代替職員の配置費用の一部の補助を行い、福祉介護職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組みます。(県)

ウ 福祉介護人材のスキルアップ

- 介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保するため、他法人の運営する事業所の受講者を指導した看護師に対し、謝金を支給します。(県)
- 喀痰吸引等が必要な高齢者・障がい者に対して、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の養成に必要な研修や、喀痰吸引等研修において指導にあたる看護師等に対する伝達講習を実施します。(県)

- 介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する方との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成及び知識・技術等の向上を図ります。(県)(再掲)
- 相談支援従事者等の職員に対して、障がい児支援、権利擁護・成年後見制度、地域移行・定着、スーパーバイズや面接方法等の専門知識及び技術の習得を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。(県)



支援策 7 福祉介護人材の定着を促進します。

ア 福祉介護事業所の雇用管理改善支援

- 中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援を行います。具体的には、経営課題等に関するセミナーの開催や介護従業者の労働環境の整備を促進し、介護人材の確保・定着につなげます。(県)
- 介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助を行い、介護人材の定着を促進します。(県)

イ 外国人介護職の就労定着支援

- 外国人介護職に対する介護現場でのコミュニケーションや実務等に関する相談や、外国人介護職を雇用する事業主に対する労務や職場環境の相談など、外国人の悩みや介護現場の実情に詳しい相談員を配置した相談窓口を設置し、外国人介護職の養成・定着を促進します。(県)

ウ 福祉介護事業所・職員等の表彰・認証

- サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所等を認証し、さらなる取組みの結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。(県)
- 神奈川県介護賞では、社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰し、かながわ福祉みらい賞では、社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体で、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。(県)
- 介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。(県)

エ 福祉介護業務の負担軽減

- 介護施設等で介護業務の負担軽減や効率化に効果のある介護ロボットの導入に対し補助します。(県)

